

青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第三号

青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則

青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第九号様式の(表)を次のように改める。

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税 更正・決定（加算金決定）書

Table with columns for business year (事業年度), reporting period (法定申告納期限), and correction/decision dates (更正決定修正確定).

地方税法、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律及び青森県県税条例（以下「条例」という。）の規定により、更正・決定したから通知します。
納付すべき税額等の合計額を指定納期限までに青森県指定金融機関、青森県指定代理金融機関又は青森県収納代理金融機関へ納めてください。
年月日 県税事務所長

差引不足税額を納付する際には、法定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、差引不足税額に年14.6パーセント（ただし、法定納期限の翌日からこの差引不足税額の指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。
この場合、税額に1,000円未満の端数があるとき、又は全額が2,000円未満であるときは、その端数又は全額を切り捨てます。また、算出した延滞金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、算出した延滞金額が1,000円未満であるときはこれを切り捨てます。

Summary table with columns for '概要' (Overview) and '徴収番号' (Collection Number).

Main table for '法人事業税・特別法人事業税' (Corporate Business Tax/Special Corporate Business Tax) with columns for '区分' (Division), '課税標準額' (Tax Standard Amount), '税率' (Tax Rate), and '税額' (Tax Amount). Includes sub-sections for '更正' (Correction) and '決定' (Decision).

Main table for '法人県民税' (Corporate Resident Tax) with columns for '区分' (Division), '課税標準額' (Tax Standard Amount), '税率' (Tax Rate), and '税額' (Tax Amount). Includes sub-sections for '更正' (Correction) and '決定' (Decision).

Summary table for '法人県民税' (Corporate Resident Tax) with columns for '区分' (Division), '更正・決定(C)' (Correction/Decision (C)), and '既に納付の確定している額(D)' (Amount already determined as paid).

Summary table for '法人事業税・特別法人事業税' (Corporate Business Tax/Special Corporate Business Tax) with columns for '区分' (Division), '算定の基礎となる税額' (Tax amount based on calculation), '率' (Rate), and '金額' (Amount). Includes a section for '重加算金' (Additional Tax).

注1 「⑭」欄、「㉒」欄、「㉓」欄、「㉔」欄及び「㉕」欄に記載している額については、各欄の括弧内の計算式による計算後の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて算出しています。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4横長とする。

附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 改正後の青森県県税条例施行規則第九号様式の規定は、令和八年四月一日以後に開始する事業年度分の法人の県民税に係る青森県県税条例施行規則第四条第八号に掲げる法人県民税、法人事業税、特別法人事業税更正（決定）書について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税に係る同号に掲げる法人県民税、法人事業税、特別法人事業税更正（決定）書については、なお従前の例による。
- 3 改正後の青森県県税条例施行規則第九号様式の規定は、令和八年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及びこれと併せて賦課され、又は申告される特別法人事業税に係る青森県県税条例施行規則第四条第八号に掲げる法人県民税、法人事業税、特別法人事業税更正（決定）書について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及びこれと併せて賦課され、又は申告される特別法人事業税に係る同号に掲げる法人県民税、法人事業税、特別法人事業税更正（決定）書については、なお従前の例による。